

# 令和7年度第11回那珂川市農業委員会会議録

令和8年2月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第10回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和8年2月10日(火) 午前9時27分～午前10時26分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

3番 井上和秀

4番 池田政幸

## 2. 議 案

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農用地利用集積等促進計画について(新規88件)

## 3. その他

①農地法関係様式の変更について

## 4. 出席委員

### 農業委員

会長 結 城 五 子 2番 内 野 学

3番 井 上 和 秀 4番 池 田 政 幸

5番 飛 永 洋 6番 白 水 照 美

7番 小 森 眞理子

### 農地最適化推進委員

1番 川 口 正 明 2番 三 角 貴 博

3番 山 崎 美代子 4番 神 代 敏 之

5番 上 野 善 勝

## 5. 欠席委員

農業委員 1名

## 6. 事 務 局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子  
書 記 小 熊 宏 弥

## 午前9時27分 開会

### ○事務局長

お時間前ですが、おそろいですので、それでは開会いたしたいと思います。  
携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切替えをお願いします。  
また、発言の際はマスクを外して発言のほどよろしく願いいたします。

### ○議長

おはようございます。寒さも何か続きますけど、体調はいかがでしょう。  
それでは、ただいまから令和7年度第11回那珂川市農業委員会総会を開催します。  
本日は農業委員1名が欠席です。  
それでは、議案に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。  
3番、井上和秀委員と、4番、池田政幸委員を指名します。よろしくをお願いします。  
それでは、議案に入ります。  
議案第48号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

それでは、議案第48号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、こちらの説明の前に、農地法第3条の申請書の様式に変更がありましたので、説明したいと思います。

まず、議案書の、ここにその他と書いてあると思うんですけど、後ろのほうですね。議案書の241ページを御覧ください。

こちらは、令和7年の法改正に伴う様式を変更しています。変更部分につきましては朱書きで記載をしております。241ページについては認定経営発展法人であるかの確認、在留期間の確認についての欄を追加しています。

次に、ページめくっていただいて、243ページを御覧ください。

所有している農家や貸し借りしている農地の状況について記入してもらう欄ですが、農地が複数市町村にまたがる場合には、農地面積を記入してもらうところに市町村別の合計面積を括弧書きで記入してもらうように注意書きを追加しています。

次に、244ページを御覧ください。

下のほうですね、④配置の状況について、所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に記入をしてもらいます。

次に、249ページ、一番最後のページですね。

こちらは丸々1ページ追加となっております。今回の改正の大きなポイントです。過去に法令違反をしていないか記入をしてもらうようになっていきます。今までも、過去に違反がないか等の点も含めて慎重に審査を行ってきましたが、法令遵守の状況を様式に追加することで、不適格な申請者を入口で排除し、農地の適正利用を促し、トラブルを防ぐ狙いがあります。

様式変更の説明についての説明は以上でございます。

それでは、議案の説明にまいりたいと思います。

議案書の2ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは2ページをお願いします。譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の3ページを御覧ください。

現在、譲受人が所有している農地は154平米です。

議案書の7ページを御覧ください。

先ほど説明した法令遵守の状況についてです。過去の違反はありません。

議案書の次のページ、8ページの営農計画書を御覧ください。

申請理由については、所有者の売却の意向を受けて買入れすることになったとのことです。

作付計画は、大根、白菜、カブ、キャベツ、ブロッコリーで、必要作業日数は100日、自家消費となっています。農作業に従事する世帯員等は、本人のほか、妻と子の3人です。

9ページを御覧ください。

使用する農機具は、トラクター、管理機、草刈機です。

通作方法等は、自宅のすぐ裏であるため、通作距離が0キロ、所要時間は約1分、交通手段については徒歩、軽トラックです。

農業経験については40年間、幼少期より農作業を行っていたとのこと。

議案書10ページから11ページが登記事項証明書、12ページが字図、13ページが位置図、通作図です。

航空写真のほう、資料編の1ページを御覧ください。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、第3条の許可条件は満たしていると判断します。

説明は以上になります。

#### ○議長

それでは、担当の推進委員の意見ををお願いします。

#### ○推進委員

1月10日に本人と会いまして、次の11日の日に現場を確認してきました。

この土地は、長年、耕作放棄地で荒れていたんですけども、譲受人の方がお隣なんです。それで、適正に利用をして、管理もしていただけるというふうに思っています。

以上です。

#### ○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

#### ○議長

ありがとうございます。

全員賛成により議案第48号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第49号、番号1から16まで、農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

農用地利用集積等促進計画について、番号1から16を説明します。

今回は4月1日に利用権設定を開始する案件になります。終期を3月31日で設定している方が多いため、今回件数が多くなっています。今回の申請の大半が前回と同じ内容での設定となっています。全ての案件を説明する時間はないため、耕作者が変更となった案件と、全く新しく耕作することになった案件について説明いたします。

また、案件に関係する農業委員さんがいるため、番号を区切って御説明いたします。

まずは番号1から16までの中で、耕作者が変更となった案件を説明します。

議案書は45ページを御覧ください。資料編は12ページを御覧ください。

こちらは、利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

45ページに申出書の写しを添付しています。

46ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を付予定です。

ここで少し時間を取りますので、議案書の14ページから60ページの御確認をお願いします。耕作者は替わらず、前回から再設定されたものになります。

それでは、確認をお願いします。

[資料確認]

#### ○事務局

それでは、御確認ありがとうございました。こちらの確認していただいたところで問題ないかと考えております。

番号1から16の説明については以上になります。

#### ○推進委員

すみません、ちょっといいですか。

#### ○議長

はい、どうぞ。

#### ○推進委員

前に、この農地中間管理機構が南畑のほうに適用されないとお聞きしていたんですけど、売買はそのまま買手と担い手のほうで何かするというのを聞いていたんですけど、今回新しくこの農地管理機構が入るようになったということですか。適用されるようになった

ということですか。

**○事務局**

貸借に関しましては地域計画の策定区域のみだけではなくて、どの地域であっても、全て中間管理機構を通した貸借に切り替わっております。

売買ですね、担い手へ農用地区域を売買する際に、間に中間管理機構を通してやるというほうですね。それに関しては、農振農用地区域に関して適用されます。売買と貸借と別になっておりまして、売買に関しては南畑のほうは適用されないんですけども、貸借に対しては関係なく、全て機構を通した貸借というふうになっております。

**○推進委員**

前、思ったときは、売買のほうじゃなくて買手との部分だったので、できないのかなと思っていましたので。すみません、ありがとうございます。なので、新規ということになっているんですか。

**○事務局**

そうですね。今まで相対だった契約から機構を通した貸借に切り替わっておりますので、新規扱いになっております。

**○推進委員**

それで、すみません、もう一つ、議案書の40ページ、このところの作付予定品目がヘンプとなっています。これは、前に説明していただきましたよね。そのときに、その借りている間に、例えばいろんな種をたくさんまくので、その中に異変とかあって、たまに本物が出たりしますよとかいうので、たしかそのとき、また見に行くような話をしてあったと思うんです。その辺りはどうですか。

**○事務局**

あの後、福岡県の栽培許可というのが下りまして、播種をする際も、処分をする際も、全て県のほうから職員が来て、見ている中で播種をするというふうになっておりますので、毎回毎回一作ずつ種を入れ替えてというところは、そのときお話しされていたとおり、まだ一作しかしていないんですけども、今期、また植えるときは新しい種を購入して植えるというふうに聞いております。

**○推進委員**

それでは問題がないので、今回登録ができたという話でいいですね。ありがとうございます。

以上です。

**○議長**

ありがとうございます。

今、1番から16番までの書類に目を通していただいたと思いますけど、何か質疑がある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

なかなか時間もありませんので、また何かありましたら、よく目を通していただいて、

お願いします。

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第49号、番号1から16は承認されました。ありがとうございます。

では、次の議案第49号、番号11から45、農用地利用集積等促進計画についての議案については、私と〇〇委員が当事者になりますので、退出させていただきます。

この案件については、副会長の内野委員に議長を交代して進行していただきたいと思えますので、内野委員よろしくをお願いします。

〔会長、〇〇委員 退室〕

#### ○議長

ここからは、副会長が進めていきます。

それでは、議案第49号、番号17から番号45、農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

農用地利用集積等促進計画について、番号17から45までを説明いたします。

議案書の62ページをお願いします。資料編は18ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。62ページに申出書の写しを添付しています。

63ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の68ページを御覧ください。資料編は20ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。68ページに申出書の写しを添付しています。

69ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の71ページを御覧ください。資料編は21ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。71ページは申出書の写しです。

72ページを御覧ください。

現在の利用権設定はそのままで耕作者が変更になるため、権利の移転申出書を添付しています。

次に、73ページを御覧ください。

耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻と牧草を作付予

定です。

75ページを御覧ください。

こちらと同じ耕作者の方の利用権の設定で、水稻を作付予定です。

次に、議案書の77ページ、資料編は23ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

77ページが申出書の写しです。

78ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、キャベツ、ニンジン、ジャガイモなどの野菜を作付予定です。

次に、議案書の80ページをお願いします。資料編は24ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

80ページに申出書の写しを添付しています。今回借り受ける農地では、野菜を作付予定です。

次に、議案書の84ページを御覧ください。

ここで1点、84ページについて資料の修正がございます。こちらの受け手と出し手が逆、反対になっておりましたので、こちらについては修正をお願いいたします。

それでは、議案書は85ページ、資料編は26ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

85ページが申出書の写しです。

86ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の88ページをお願いします。航空写真のほう、資料編は27ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

88ページが申出書の写し、89ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の91ページを御覧ください。資料編は28ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

91ページは申出書の写しです。

92ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻、野菜を作付予定です。

次に、議案書の94ページを御覧ください。資料編は28ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

94ページが申出書の写し、95ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の102ページをお願いします。資料編は31ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

102ページが申出書の写し、103ページが耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

議案書の105ページをお願いします。資料編は32ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

105ページが申出書の写し、106ページが耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻と飼料用作物を作付予定です。

107ページから134ページにつきましては同じ耕作者の方の設定ですので、少し時間を取りますので、御確認をお願いします。107ページから134ページまで、御確認をお願いします。

〔資料確認〕

#### ○事務局

134ページまで、御確認よろしいですかね。

それでは、番号17から番号45の事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議長

今、事務局から説明が終わりましたが、これに対して質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第49号、番号17から番号45は承認されました。

以上です。

〇〇委員と〇〇委員は入室をお願いします。

〔委員 入室〕

#### ○議長

どうもすみません、当事者でございましたので。

それでは、議案第49号、番号46から番号88、農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

番号46から88を説明します。

議案書の136ページを御覧ください。資料編は47ページです。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。136ページが申出書の写しです。

137ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻、野菜を作付予定です。

次に、議案書の160ページをお願いします。資料編は58ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

160ページが申出書の写し、161ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、ナスを作付予定です。

議案書の168ページを御覧ください。資料編は61ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。168ページが申出書の写しです。

169ページが耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、野菜を作付予定です。

議案書の171ページをお願いします。資料編は61ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。171ページが申出書の写しです。

172ページが耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、野菜を作付予定です。

議案書の174ページを御覧ください。資料編は62ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

174ページは申出書の写し。今回、借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の186ページをお願いします。資料編は68ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

186ページが申出書の写し、187ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地ではブルーベリーを作付予定です。

議案書の201ページをお願いします。資料編は73ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

201ページに申出書の写し、202ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

次に、議案書の204ページをお願いします。資料編は74ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

204ページが申出書の写し、205ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

議案書の224ページをお願いします。資料編は82ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

224ページは申出書の写しです。今回借り受ける農地では、水稻を作付予定です。

以降のページにつきましては再設定の案件になりますので、また少しお時間を取りますので、ご確認をお願いします。

〔資料確認〕

### ○事務局

最後に、今回の利用権設定に地域計画内の農地があるため、耕作者の変更がある場合、必要な手続を踏んで変更をする必要があるため、議案にも載せております。

議案書の237ページ、折れ曲がっている地図のところですね。237ページを御覧ください。

こちらが山田地区の目標地図の変更案です。

次のページに、予定耕作者の変更について一覧表にまとめていますので、238ページを御覧ください。

こちらの表の右から2列目が現在の地域計画に位置づけられた耕作者で、一番右の列が変更後の地域計画に位置づける耕作者です。

次に、239ページを御覧ください。

こちらが仲・五郎丸地区の目標地図の変更案です。

次に、240ページを御覧ください。

こちらが耕作者の変更の案です。それぞれ地域計画の目標地図で色づけされている耕作者に、書面で、耕作者の変更に異議がないかについて確認を取っています。

それでは、農用地利用集積等促進計画の説明は以上になります。

### ○議長

書類がいっぱい確認するのも何かままならないような感じなんですけど、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。はい、どうぞ。

### ○農業委員

1ついいですか。利用権設定されている中で、年齢で言うたらいかんけどね、高齢の方が利用権設定されますよね。その年数が数年あって、例えば、そういった利用権設定するのに年齢的な制限というかな、そういうことをしないと、厳しいんじゃないかな。あらゆる可能性も出てくるんじゃないかなと思いますけど。

### ○事務局

もちろん、こちらのほうでも目は通して、無理な案件がないかというのは常々確認をさせていただいておりますけれども、年齢の制限であったりというのは明確な基準は今のところないような状況です。

○農業委員

若い人に期待したいところですが、心配するところです。

○議長

ありがとうございます。

ほかに、何か質疑がある方は。ちょうど4月の年度替わりで案件がたくさんになってしまっているような状況なんですけど、なかなか目を通すのも大変だったと思います。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第49号、番号46から番号88は承認されました。

あまり目を通す時間もなくてせわしく行いましたけど、よろしいですかね。

それでは、今日はこれで閉会します。

次回は3月10日、今度は3時からということですので、時間を間違えないようによろしくをお願いします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時26分 閉会